

回覧

藤ヶ丘文化村自治会 会員各位



規約細則改定の報告

日頃より、自治会活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

早速ですが、自治会規約細則第8条及に基づき、2024年1月度のブロック長会において承認された下記条文及び書式の変更をご連絡させていただきます。

各会員におかれましては、本書にて周知いただけますようお願い申し上げます。

藤ヶ丘文化村自治会規約細則の改定

第1条（活動分担）

【二役】3. 各部活動の指導・援助を追加

【総務部】全項目を見直し下記に変更。併せてITツール活用に関する運営・管理業務を追加

1. 集会所の運用管理及び諸設備・備品の維持管理と重要書類の保管
2. 会議（ブロック内会議を除く）の招集案内の作成・配布・議事録作成
3. 役員手当の支出業務
4. 総会開催に関わる業務の遂行（議案書・規約集の作成及び次年度役員・班長の選任依頼）
5. 自治会区分図の作成
6. ITツール活用に関する運営・管理

【会計部】7. 公共料金等の支出業務を追加

【防災部】6. 地域防犯推進委員・防災サポーター名簿を、地域防犯推進委員の名簿管理に変更

第2条（役員手当）

2段表示の役員手当表を1段表示に変更

役職	会長	副会長	理事	ブロック長	班長	広報誌編集長	広報誌編集委員	受付業務責任者	香取神社氏子総代	体育振興委員
支給単価	¥12,000	¥8,000	¥5,000	¥3,000	¥3,000	¥4,000	¥2,000	¥4,000	¥4,000	¥2,000
年回数	4	4	4	4	2	2	2	1	1	1
支給総額	¥48,000	¥32,000	¥20,000	¥12,000	¥6,000	¥8,000	¥4,000	¥4,000	¥4,000	¥2,000

第6条（活動支援隊）を（ぶんかむら応援隊）に変更

第7条（規約第5条の解釈）

「承認する：正副ブロック長会での承認とする」を、「承認する：ブロック長会での承認とする」に変更

尚、改定された細則は総会終了後、『規約・細則集』として、改めて各戸に配布します。

以上